

広島県告示第三十一号

一級河川太田川水系指定区間猿猴川について、昭和五十年広島県告示第九百二十四号で告示した河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域の一部を改める。その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦